

既存健康保険証の廃止に関わる今後の対応について

標記につきまして、2025 年 12 月 2 日から、マイナ保険証（健康保険証として利用登録したマイナンバーカード）を基本とする仕組みに移行し、既存の健康保険証が使えなくなります。これに関わる日本航空健康保険組合（以下「JAL 健保」）の対応ならびに変更事項等につきまして、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 健康保険証廃止の全体像

令和 7 年(2025 年)12 月 2 日をもって、既存の健康保険証が使えなくなる

○：利用可 ×：利用不可

	～2024/12/1	2024/12/2～ 2025/12/1	2025/12/2～
健康保険証	○	○ 但し新規発行 なし	×
マイナ保険 証	○	○	○
資格確認書	—	○	○

2. 2025/12/2 以降、医療機関で保険診療を受けるために必要な書類

- ・マイナ保険証を持っている方 ： マイナ保険証を提示する
- ・マイナ保険証を持っていない方：「資格確認書」を提示する。資格確認書は、健康保険組合が対象者
に対して発行し、事業主（ご勤務先）経由で、12 月 2 日までに届ける

3. 資格確認書の様式・サイズ・材質、有効期限

- ・様式・サイズ・材質：カード型、プラスチック
 - ・有効期限 ：2029 年 12 月 1 日
- ※一時的に発行する短期の資格確認書については、有効期限は 2 か月、ハガキサイズの紙

4. 資格確認書の交付対象者

マイナ保険証を保有していない方

※詳しくは以下のとおり

- ① マイナンバーカードを取得していない者
- ② マイナンバーカードは所有しているが、利用登録を行っていない者
- ③ マイナ保険証の利用登録解除を申請した者（登録解除者）

- ④ マイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れ（有効期限から 3 か月以上経過）
- ⑤ マイナンバーカード返納者
- ⑥ D V 被害者などでマイナポータル等で事故情報が閲覧できない設定をされている者

＜判断基準日：2025 年 8 月 31 日の国のデータベースに基づいて判断＞

5. 資格確認書の配布方法

- ・社員および家族：会社を通じて配布
- ・任意継続者および特例退職者：JAL 健保より郵送

6. マイナ保険証を保有しているかいないかを、自身で確認する方法

① マイナポータルで確認する

トップ画面→健康保険証 登録済 or 未登録

② 市区町村役場に行って調べる

また、登録を希望する場合は、以下の方法で登録が可能

- ・医療機関または薬局のマイナンバーカードリーダー
- ・セブン銀行 ATM の「各種手続き」画面

7. その他

(1) 海外赴任や帯同家族でマイナンバーカードを所持していない方

2024 年 5 月 27 日より、海外在住者（2015 年 10 月 5 日以降に国外転出をされている方に限る）もマイナンバーカードの申請ができるようになりました。

詳細については、以下 URL をご参照ください。

参照先：<https://www.kojinbango-card.go.jp/apprec/abroad/procedure/>

※マイナンバーカードがない方や、マイナ保険証が利用できない方は、職権で資格証明書を交付いたします。

(2) 要配慮者への資格確認書

マイナ保険証を保有している人であっても、マイナ保険証による受診に第三者の介助が必要な方に対しては、申請いただくことによって、資格確認書を発行します。添付 Q&A をご覧ください。

8. JAL 健保からのお願い

皆さまおよびご家族の中でマイナ保険証の取得が可能な方は、8 月 31 日までにマイナ保険証に移行いただきますよう、お願い申し上げます。

以上

Q&A

Q1 12月2日以降、資格確認書と差し替えする保険証は返却が必要か？

A1 返却の必要はありません。ご自身で破棄いただくようお願いします。

Q2 70歳以上の加入者だが、交付された「資格確認書」には一部負担金の割合の記載がない。今まで通り高齢受給者証と一緒に提示すればいいか？

A2 ご認識のとおりです。

将来は「資格確認書」に一部負担金の割合を記載する予定ですが、それまでは今まで通り2枚をご提示いただくようお願いします。

Q3 資格確認書の有効期限内にマイナ保険証を登録した。資格確認書は破棄していいか？

A3 有効期限内の資格確認書はご返却が必要です。ご勤務先窓口経由でご返却ください。

Q4 子供が修学旅行に行くため、学校から資格確認書を持参するように言われた。普段はマイナ保険証を利用しているが、資格確認書の交付は可能か？

A4 交付はできません。以下のいずれかの方法で受診可能です。

1. マイナポータルに表示される「資格情報」のPDFファイルをあらかじめダウンロードしておき、受診時に提示する。
2. 1を印刷したものを持参する。
3. 「資格情報のお知らせ」を持参する

※1～3は、本来単体では受診できませんが、特例措置として認められています。

こちらについては、厚生労働省から文部科学省、医療機関等へ周知済みです

Q5 マイナンバーカードと保険証を紐づけしているかわからない。確認する方法はあるか？

A5 登録状況の確認には、以下2通りございます。

1. スマホ等のマイナポータルから確認
2. 市区町村窓口で確認

また、紐づけしていないマイナンバーカードを登録する場合は、以下の方法で登録が可能です。

- ・医療機関または薬局のマイナンバーカードリーダー
- ・セブン銀行ATMの「各種お手続き」画面

Q6 電子証明書の有効期限が切れたが、更新手続き完了までは資格確認書を交付してもらえるか？

A6 有効期限切れから3か月以内であれば、マイナ保険証は利用できます。

3か月以内に手続きを完了することが困難な場合は、申請により、短期間（2か月）の資格確認書を交付することは可能です。

有効期限切れ間近になりましたら、お住いの市区町村より書面で連絡がありますので、速やかにお手続きをお願いいたします。

Q7 マイナ保険証を持っているが、とりあえず資格確認書も欲しい。交付は可能か？

A7 念のためという理由での交付はできません。マイナ保険証をご使用ください。

Q8 一斉交付分は令和 7 年 8 月 31 日時点の未登録状況データを使用するとのことだが、9 月 1 日以降に新たに未登録となった場合についてはどうなるか？

A8 順次自動的に交付いたします。

毎月 5 日前後に前月末までの未登録者データが更新されるため、新たに未登録になった分を毎月 10 日前後に事業所経由で発送する予定です。

Q9 介護が必要な家族がいる。医療機関受診時にマイナ保険証を使用することが困難な状況だが、マイナ保険証の登録を解除すれば資格確認書は交付可能か？

A9 マイナ保険証を持っているが、要介護の高齢者や障害をお持ちの方など、マイナ保険証を利用することが困難な方については、「健康保険資格確認書（再）交付申請書」をご提出いただくことで、資格確認書を交付いたします。本件申請書の受付は、令和 7 年 11 月 1 日以降となります。

マイナ保険証の登録解除は不要です。